

# **福井県屋外広告物条例等の改正について**

**平成28年3月**  
**福井県土木部都市計画課**

# 目 次

---

1. 改正の趣旨 .....	1
2. 屋外広告物条例について .....	3
3. 現行条例の課題と見直しの方向性 .....	5
4. 条例・施行規制等の改正内容 .....	6
(1) 地域特性に応じたメリハリのある規制 .....	6
(2) 禁止地域における改正内容 .....	6
・第1種禁止地域 .....	6
・第2種禁止地域 .....	8
・第3種禁止地域 .....	11
(3) 許可地域における改正内容 .....	15
・特定制限地域 .....	15
・許可地域 .....	17
(4) 信号交差点周辺における規制 .....	19
(5) 色彩に関する規制 .....	21
5. 既存広告物の経過措置について .....	23

## ◆ 屋外広告物条例等の改正 添付資料

添付資料1 新たに屋外広告物を規制する観光地および道路

添付資料2 福井県屋外広告物条例・施行規則等 許可基準改正 一覧表

# 1. 改正の趣旨

## (1) はじめに

屋外広告物は、様々な情報を提供し、利便性を高める機能を有していますが、建築物などと同じようにまちなみや自然景観を形成する重要な要素の一つでもあります。

そのため、無秩序に広告物が設置されると良好な景観を阻害したり、落下・倒壊等による事故、道路や信号機の見通しを妨げるなど、安全上の問題が発生するおそれがあるため、福井県屋外広告物条例・施行規則等により設置場所や高さ・大きさ等を制限しています。

福井県には九頭竜川や足羽山・足羽川などに代表される多様で豊かな自然、一乗谷朝倉氏遺跡や熊川宿などの歴史や伝統に培われたまちなみ、人の営みが息づく田園・農村風景など「ふるさと」を感じさせる景観が数多くあり、県民一人ひとりが「ふるさと」に誇りを持ち、これらの景観を守り、育てることが大切です。

また、地域における住居・商店などの何気ない身近な風景を良好に保つことは、そこで暮らす人々の快適な生活や商いの魅力を高めることにもなります。

福井県では、このような景観を「みんなのもの」と考え、県民共有の財産として良好な景観づくりを進め、美しいふるさと福井の景観を次代に継承します。



九頭竜川(勝山市)



足羽川の桜並木(福井市)



白壁の伝統的民家群(越前町)



内浦湾の棚田(高浜町)

## (2) 目的

本県では、平成26年7月に舞鶴若狭自動車道「若狭さとうみハイウェイ」が全線開通し、北陸新幹線については、平成27年3月14日の金沢開業や金沢・敦賀間の平成34年度末開業が決定されるなど、福井県を取り巻く高速交通体系が大きく進展します。

また、平成30年には福井しあわせ元気国体・福井しあわせ元気大会が開催されるなど、今後、全国各地からの来県者の増加が期待されます。

こうした中、来県者の方々に福井県が誇る美しい自然や歴史、伝統などふるさと福井の良さを満喫していただけるよう、各地域において良好な景観形成を図り、ふるさと福井の魅力を高めていくことが重要となります。

屋外広告物は、県民にとって必要な情報入手手段のひとつであり、また、設置場所やデザインによっては、まちの個性や魅力を高める重要な要素でもあります。

しかし、県内における広告物の現状は、必要以上の大きさのものが過剰に設置されるなど周辺景観との調和が図られず、ふるさと福井の景観を損なう原因にもなっています。

県では、何よりも県民が「ふるさと」に誇りと愛着を持てるよう、良好な景観づくりを推進するとともに安全で安心なまちづくりを進めるため、福井県屋外広告物条例・施行規則等における許可基準等を改正します。



一乗谷朝倉氏遺跡(福井市)



熊川宿(若狭町)

### ◆ 背景

#### 1) 本県を取り巻く社会情勢

- ・北陸新幹線などの高速交通ネットワークの進展に伴う来県者の増加
- ・福井しあわせ元気国体開催に伴う来県者の増加
- ・国における観光立国の推進 (H25年訪日外国人客数 1,000万人突破)
- ・県内観光客入込数は復調 (H26年福井県観光客入込数 1,132万人)
- ・インターネットの重要性の高まり (携帯電話普及率 94.8%、インターネット利用率 82.8%)
- ・文化、教養施設、都市公園の利用者増加によるニーズの高まり
- ・郊外における大型店舗の増加(福井県商業振興・金融課HP)
- ・人身事故に占める交差点事故の割合が高い(H26年 57.1%、全国ワースト 13位)

#### 2) 景観意識の高まり

- ・全国での景観に関する意識の高まり (H23年 国土交通省 調査)
- ・景観と屋外広告物に関する県民意識の高まり (H26年 福井県 調査「景観に関心がある」82%)
- ・全国の観光動向調査では、「自然風景、名所・旧跡をみる」が高い(H26 日本観光振興協会調査)
- ・本県に訪れる観光客の主な目的は、「歴史・文化、自然景観」が多い(H26 福井県観光客入込数調査)

## 2. 屋外広告物条例について

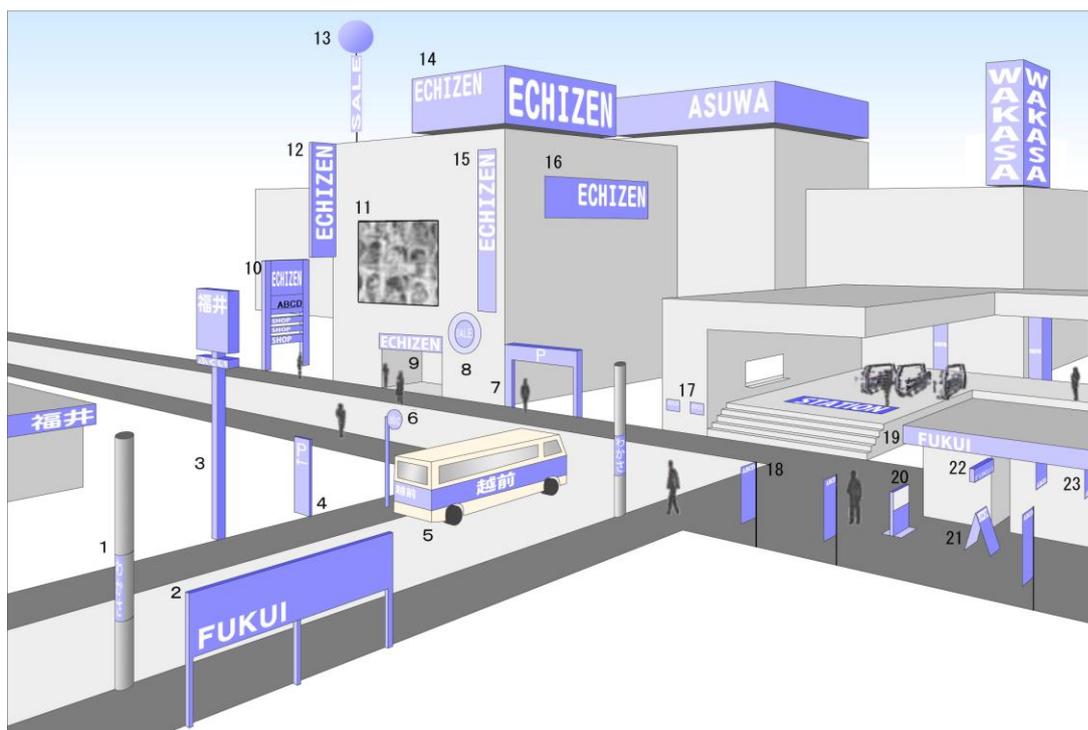
### (1) 屋外広告物の役割

屋外広告物は、案内や目印になるなど生活に必要な情報を提供するとともに、商品やサービス等の宣伝など経済活動にも利用されるなど、日常の様々な活動において重要な役割を果たしています。

しかし、背景となる建物やまちなみ、山々などの自然とともに、不特定多数の人の目に入ってしまうもので、屋外広告物は「景観」として見た場合、私有物であると同時に公共物でもあるため、皆が気持ちよく生活できるよう、周囲との調和を心がける必要があります。

#### 《屋外広告物とは》

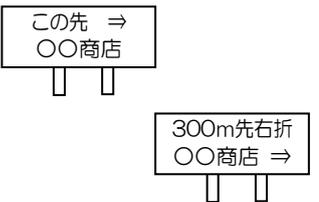
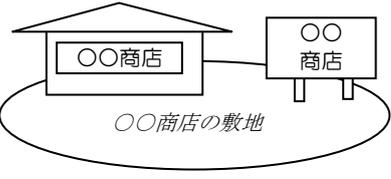
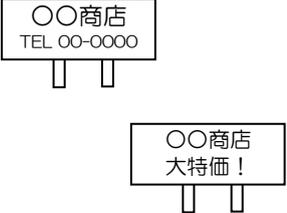
屋外に設置されている広告板、広告塔、のぼりや立看板などで、屋外広告物法において「常時または一定の期間継続して、屋外で、公衆に対して表示されるもの」と定義されています(法第2条第1項)。



- |                  |              |                 |
|------------------|--------------|-----------------|
| 1 電柱広告           | 9 壁面広告       | 17 貼り紙・貼り札      |
| 2 野立広告           | 10 独立広告板     | 18 広告旗(のぼり旗)    |
| 3 独立広告(ポールサイン)   | 11 大型ビジョン    | 19 壁面広告         |
| 4 独立広告(駐車場誘導サイン) | 12 突出広告      | 20 置看板(スタンドサイン) |
| 5 車体広告(ラッピング)    | 13 アドバルーン    | 21 置看板(A型看板)    |
| 6 消火栓付広告         | 14 屋上広告(広告塔) | 22 突出広告         |
| 7 独立広告(ゲートサイン)   | 15 懸垂幕       | 23 広告旗(バナー)     |
| 8 壁面広告(POPサイン)   | 16 壁面広告      |                 |

## 《 機能（目的）による分類 》

屋外広告物条例では、機能や設置される目的によって、屋外広告物を次のように分類します。

類 分	案内広告物	自家用広告物	一般広告物
意義	「次の交差点を左折すると〇〇 商店」など、店舗等へ案内誘導を目的とするもの	自己の店舗等の敷地において、店舗等の名称や営業内容を表示するため設置されるもの	左記以外の屋外広告物
イメージ			

## （２） 屋外広告物条例の目的

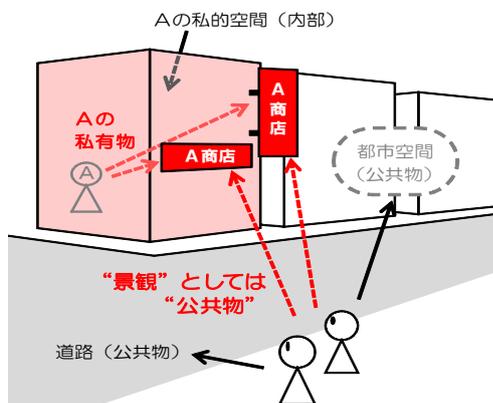
「福井県屋外広告物条例・施行規則等」は、「屋外広告物法」に基づき、屋外広告物の設置を禁止する場所や表示面積・高さなど、様々なルール（設置基準）を定めています。これは、次の二つの目的によるものです。

### ① 良好な景観の形成・風致の維持

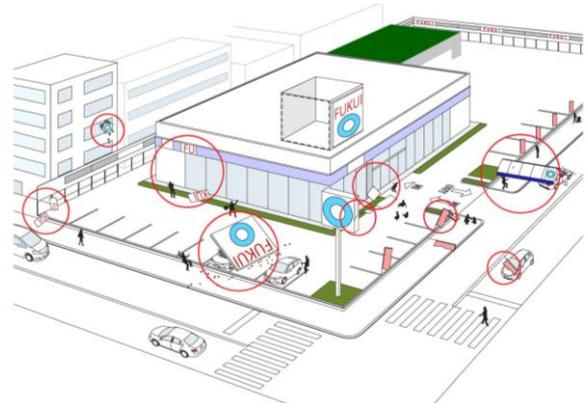
屋外広告物は、建築物などと同じように、景観を構成する重要な要素の一つです。その大きさ、高さ、設置場所等によっては、良好な景観の形成に寄与することもあれば、景観を阻害する要因にもなってしまうものといえます。

### ② 公衆に対する危害の防止

屋外広告物を何らのルールなしに設置できることとなると、倒壊・落下等の事故が発生し、公衆に対して危害が及ぶことになりかねません。また、道路（交差点）や信号機、道路標識の見通しを妨げると、交通安全上問題となる場合もあります。



景観として見た場合、屋外広告物は「みんなのもの」



屋外広告物の被害は敷地外にも影響

### 3. 現条例の課題と見直しの方向性

#### (1) 課題と方向性

福井県では、屋外広告物が自然景観やまちなみ景観と調和した良好な景観形成が図られるよう、これまで、県内全域を許可地域とし、そのなかでも良好な景観形成が必要な史跡・名勝等の区域内や高速道路の周辺、主要な幹線道路の田園部、駅前広場などを禁止地域に指定するなど、一定の基準を設け屋外広告物の大きさなどを規制してきました。

しかし、現行条例の屋外広告物の設置基準は、地域特性に応じた細かな規制となっていないことなどから、史跡・名勝などの周辺や美しい景勝地に景観と調和しない屋外広告物が設置されたり、巨大な自家用広告物や過量な一般、案内広告物などの設置が見られます。

今回、「ふるさと福井」の景観の魅力をさらに高めるため、自然・歴史、観光地、田園・里地里山、市街地など地域特性に応じたメリハリのある規制基準に細分化します。

また、巨大な自家用広告物の設置や野立看板の乱立を防止するため、屋外広告物を設置する際の許可基準を見直し、良好な景観形成および交通安全の確保を図ります。

#### (2) 条例・施行規則等の主な見直し内容

新たに下記の項目について見直しを行います。

見直し項目	見直しの内容
○地域の景観特性に応じたメリハリのある規制に細分化	○現行条例における規制地域を5つに細分化 ・現在の規制地域を見直し、自然・歴史、観光地、田園・里地里山、市街地など地域の景観特性に応じて規制基準を再設定 ・許可地域においても各種広告物の高さ、面積基準を改正
○良好な景観形成に向け、新たな規制を導入	○観光地周辺の規制を導入 ・福井県を代表する観光地周辺の300m範囲を禁止地域に指定し、魅力ある景観を創出（25箇所）
	○観光ルートにおける規制を導入 ・主要観光地などへの連絡道路等沿いの300m範囲を禁止地域に指定し、自然景観や田園風景等を保全（33路線）
	○北陸新幹線沿線の規制を新たに導入 ・北陸新幹線の開通前に沿線500m範囲を禁止地域に指定し、新幹線車窓から眺望できる田園や里地里山等の風景を保全
	○文化、教養施設周辺の規制を導入 ・県が管理する文化・教養施設および大規模な都市公園の周辺 300m範囲を禁止地域に指定し、周辺に広がる田園風景を保全（16箇所）
○都市のシンボルとなる自然景観の保全に向け、新たな規制を導入	○足羽川、足羽山、西山公園周辺の規制を導入 ・周辺の一定区域を特定制限地域とし、視点場から眺望できる屋上広告の設置を禁止する など、眺望景観を保全
○交通安全確保に向け、新たな規制を導入	○信号交差点周辺の規制を導入 ・国道、県道など事故の危険性が高い、信号交差点の周囲30m範囲は、一般・案内広告物の設置を原則禁止（618箇所）

## 4. 条例・施行規則等の改正内容

### (1) 地域特性に応じたメリハリのある規制

現行の禁止地域、許可地域の地域区分について、自然・歴史、観光地、田園・里地里山、市街地など地域の景観特性に応じて5つの区分に細分化し、地域区分ごとにメリハリのある規制に改正します。

#### ○ 禁止地域および許可地域の規制区分ごとの主な規制区域

区分	区域	区分	区域
禁止地域	<ul style="list-style-type: none"> <li>・風致地区</li> <li>・重要、有形文化財の敷地</li> <li>・史跡名勝天然記念物の地域</li> <li>・伝統的建造物群保存地区</li> <li>・自然環境保全地域</li> <li>・国定公園、都市公園の区域</li> <li>・駅前広場の区域</li> <li>・図書館、博物館などの敷地</li> </ul>	第1種禁止地域	<ul style="list-style-type: none"> <li>・風致地区</li> <li>・重要文化財、登録有形文化財、重要有形文化財の敷地</li> <li>・史跡名勝天然記念物の地域</li> <li>・重要文化的景観の地域、伝統的建造物群保存地区</li> <li>・自然環境保全地域</li> <li>・国定公園、都市公園の区域</li> <li>・駅前広場の区域</li> <li>・図書館、博物館などの敷地</li> </ul>
		第2種禁止地域	<ul style="list-style-type: none"> <li>・史跡、名勝、文化財の周囲300m</li> <li>・国定公園内や観光地周辺道路の両側300m</li> </ul>
		第3種禁止地域	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高速道路、自専道路の両側500m</li> <li>・北陸新幹線の両側500m</li> <li>・観光ルート、幹線道路の両側300m</li> <li>・都市公園、図書館などの周囲300m</li> <li>・低層、中高層住居専用地域</li> </ul>
許可地域	禁止地域以外の県内全域 (商業地域、工業地域、準工業地域など)	特定制限地域	<ul style="list-style-type: none"> <li>・都市のシンボルとなる自然景観区域 (※ 主に足羽山・足羽川、西山公園の景観保全)</li> </ul>
		許可地域	<ul style="list-style-type: none"> <li>・禁止地域および特定制限地域以外の県内全域 (商業地域、工業地域、準工業地域など)</li> </ul>

### (2) 禁止地域における改正内容

禁止地域では、原則、屋外広告物の表示(設置)が禁止されていますが、第1種～3種禁止地域の区分に応じ、自家用広告物や案内広告物の設置基準が改正され、その基準に適合するものに限り表示(設置)を許可することになります。

#### 第1種禁止地域 ～史跡・名勝等の区域内における景観保全～

#### ◆ 史跡・名勝などの区域内における規制

優れた自然や歴史的遺産を有する地域等における魅力ある景観を保全するため、史跡・名勝、伝統的建造物群保存地区等の区域内や公共、文化施設の敷地内などが対象となり、広告物の設置基準が改正されます。

#### ○ 対象となる主な地域 ※ 対象箇所の位置は別添図参照

- ①風致地区 3地区(福井城址、足羽山、足羽川)
- ②伝統的建造物群保存地区 2地区(小浜西組、熊川宿)
- ③国の文化財に指定された建造物の敷地 13地域(気比神宮、明通寺、丸岡城天守など)
- ④県の史跡名勝天然記念物の地域 114地域(一乗谷朝倉氏遺跡、白山平泉寺、三方五湖など)

- ⑤福井県自然環境保全区域 2地域（池河内〔敦賀市〕、檜俣〔池田町〕）
- ⑥名所、旧跡の風致の保存のため指定された風致保安林 9地域
- ⑦都市公園の地域 910公園（福井運動公園、西山公園、若狭総合公園など）
- ⑧駅前広場で指定された地域 5地域（福井駅、敦賀駅、武生駅、小浜駅、芦原温泉駅）
- ⑨官公署、学校、図書館、公民館、体育館、病院、公衆便所、博物館等の公共施設の敷地
- ⑩火葬場、葬祭場、社寺、教会の敷地

【史跡・名勝等区域内の規制イメージ】



【一乗谷朝倉氏遺跡の景観】



【白山平泉寺旧境内の景観】



【熊川宿の景観】



○ 主な規制内容

- 【対象範囲】 県内全ての史跡・名勝、伝統的建造物群保存地区等の区域内
- 【改正内容】 ・自家用広告物の設置基準（高さ、面積）を改正（表－1参照）  
・屋上広告物の設置を禁止

◆ 第1種禁止地域の広告物設置基準（表－1）

区分		現行基準		新基準	
自家用	屋上広告	高さ15m	敷地内面積 30㎡以内	× 設置禁止	総量面積 10㎡以内
	壁面広告	1壁面の5分の1以下		1壁面の5分の1以下 (屋上の塔屋等には設置不可)	
	広告板	高さ20m		高さ3m	
案内	広告板	× 設置禁止		× 設置禁止	
一般	広告板	× 設置禁止		× 設置禁止	

## 第2種禁止地域 ～観光地周辺や道路沿いの良好な景観形成～

### ◆ 自然・歴史を活かした観光地周辺の規制

ふくいを代表する自然・歴史を活かした観光地の魅力を高めるため、新たに観光地周辺が禁止地域に追加され、広告物の設置基準が改正されます。

○ 対象となる観光地：25箇所 ※ 対象箇所の位置は別添図参照

- ① 眺望景観の魅力向上を図る観光地 4箇所（養浩館庭園、金ヶ崎城跡、吉崎御坊、丸岡城）
- ② 周辺景観の魅力向上を図る観光地 11箇所  
（気比の松原、赤レンガ倉庫、萬徳寺、明通寺、越前の里味真野苑、旧森田銀行など）

#### 【観光地周辺の規制イメージ】



#### 【養浩館庭園内からの眺望景観】



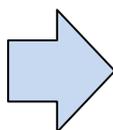
### ○ 主な規制内容

【対象範囲】 観光地（施設）周辺300mの範囲

#### 【改正内容】

- ・ 広告物の設置基準（高さ、面積）を改正（P10 表-2参照）
- ・ 養浩館庭園周辺、金ヶ崎城跡周辺、吉崎御坊周辺、丸岡城周辺は指定する視点場から眺望できる屋上広告物（屋上の塔屋等の壁面に設置するものを含む）の設置を禁止
- ・ 一般広告物の設置を禁止、また、周辺100m範囲は案内広告の設置も禁止

#### 【観光地周辺における景観改善イメージ】



## ◆ 自然公園内や観光地周辺の道路沿線における規制

美しい海岸や山岳、渓谷などの優れた自然風景を有する自然公園内の道路や県を代表する景勝地、門前町などの観光地周辺の道路沿いの良好な景観形成を図るため、これらの道路沿いが新たに禁止地域に指定され、広告物の設置基準が改正されます。

### ○ 対象となる道路： 29路線

※対象箇所の位置は別添図参照

- ・ 自然公園内の道路 23路線

越前加賀海岸国定公園	国道305号、県道三国東尋坊芦原線、細呂木停車場北潟線など
若狭湾国定公園	国道162号、県道佐田竹波敦賀線、舞鶴野原港高浜線など
奥越高原県立自然公園	国道157号、国道158号、県道大野勝山線、県道平泉寺線など

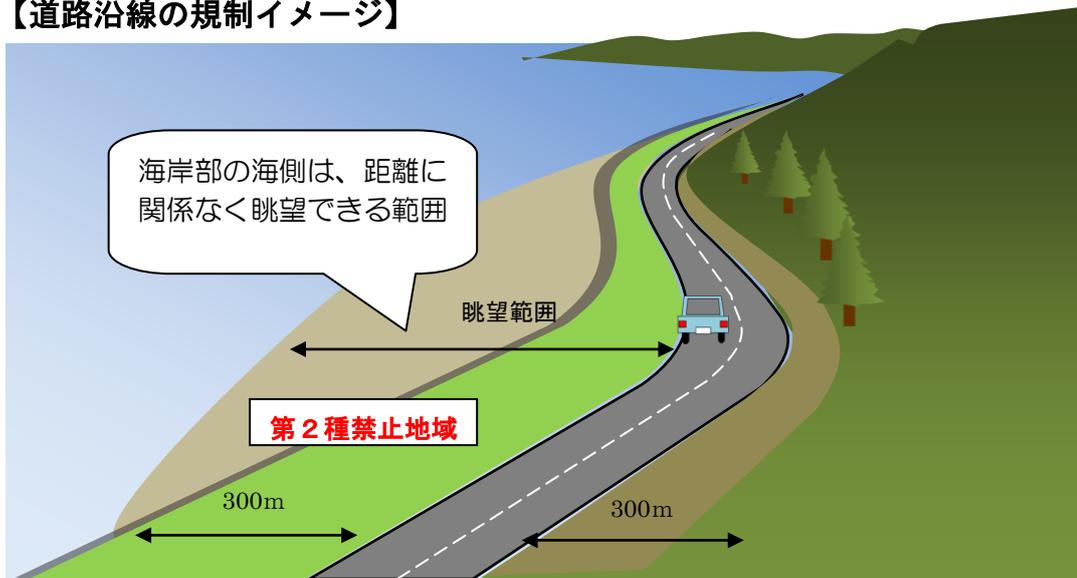
- ・ 自然、歴史景観などを活かした観光地周辺の道路 6路線

例) 国道364号（大本山永平寺周辺）、国道303号（熊川宿周辺）

県道鯖江美山線（一乗谷朝倉氏遺跡の周辺）

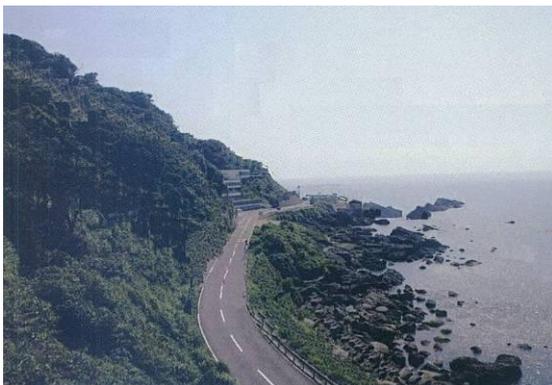
福井加賀線、細呂木停車場線（北潟湖の周辺）など

### 【道路沿線の規制イメージ】



【国道305号と越前海岸】

【国道162号から若狭湾を望む】



## ○ 主な規制内容

**【対象範囲】** 指定される道路沿線の両側300m範囲  
 ただし、商業地域等（用途地域）は除く  
 海岸部の海側は、距離に関係なく眺望できる範囲

### 【改正内容】

- ・ 広告物の設置基準（高さ、面積）を改正（表－2参照）
- ・ 国定公園内は自家用広告物の総量面積を10㎡（\*）に制限（自然公園法を準拠）
- ・ 一般広告物の設置を禁止（既に禁止地域にされている道路沿いは、従前より設置禁止）

### 【自然公園内における景観改善イメージ】



## ◆ 第2種禁止地域の広告物設置基準（表－2）

区分		現行基準	新基準	
自家用	屋上広告	高さ15m	高さ2m（塔型は禁止）	総量面積 20㎡ （*）
	壁面広告	1壁面の5分の1以下	1壁面の5分の1以下	
	広告板	高さ20m 面積100㎡	高さ5m	
案内	広告板	高さ10m、面積30㎡	<b>【1枚設置の場合】</b> 高さ2m、面積1㎡（片面） <b>【集約化して設置の場合】</b> 高さ5m、面積5㎡（片面）	
一般	広告板	高さ10m、面積30㎡	× 設置禁止	

※ 特別豪雪地帯（大野市、勝山市、池田町、旧今庄町）の案内広告物の高さは、3mとします。

※ 案内広告物の設置は、1事業所当たり2個までに制限されます。

※ 案内広告物を集約化して設置する場合、1枚当たりの面積は1㎡（片面）とします。

## 第3種禁止地域 ～田園や里地里山における「ふるさと福井」の景観づくり～

### ◆ 観光ルートや幹線道路における規制（第3種）

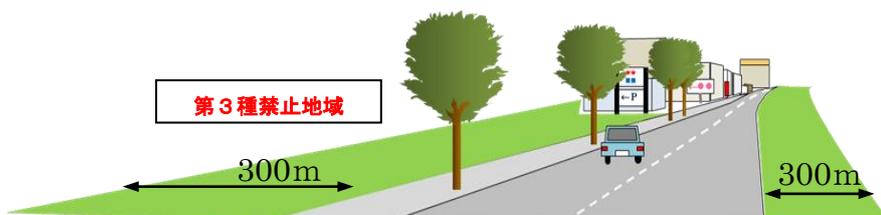
主要観光地へアクセス道路や交通量の多い幹線道路沿いの良好な景観形成を図るため、これらの道路を新たに禁止地域に指定され、広告物の設置基準が改正されます。

○ 対象となる道路： 33路線 ※対象箇所の位置は別添図参照

・ 主要観光地等への連絡道路（観光ルート）や交通量の多い幹線道路

観光ルート	国道 158 号、国道 365 号、国道 416 号、国道 417 号 県道福井加賀線、県道武生美山線、坂井丘陵フルーツラインなど
幹線道路	国道 8 号、国道 27 号、県道福井金津線など

#### 【道路沿線の規制イメージ】



【国道8号沿いの田園】



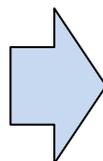
#### ○ 主な規制内容

【対象範囲】 指定される道路沿線の両側300m範囲（高速道路は両側500m範囲）  
ただし、商業地域等（用途地域）は除く  
海岸部の海側は、距離に関係なく眺望できる範囲

#### 【改正内容】

- ・ 広告物の設置基準（高さ、面積）を改正（P14 表-3 参照）
- ・ 一般広告物の設置を禁止（既に禁止地域にされている道路沿いは、従前より設置禁止）

#### 【観光ルートにおける景観改善イメージ】



## ◆ 北陸新幹線沿線における規制

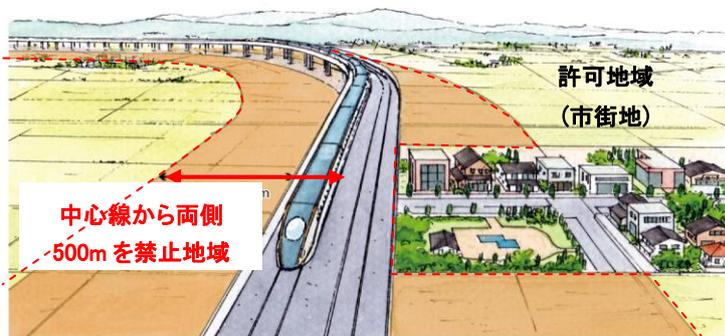
新幹線車窓から眺望できる「ふるさと福井」の美しい田園や里地里山景観などを保全するため、開業を見越して屋外広告物が乱立しないよう開業する前に北陸新幹線沿線を新たに禁止地域に追加され、広告物の設置基準が改正されます。

### ○ 対象となる範囲：北陸新幹線の沿線 約30km区間

※ 新幹線延長約74kmのうち、市街地（約1.1km）とトンネル区間（約33km）を除く

※ 市街地とは都市計画法に規定する第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域、工業専用地域

### 【北陸新幹線沿線の規制イメージ】



### 【越前市の日野山】



### ○ 主な規制内容

【対象範囲】 北陸新幹線沿線の両側500m範囲

【改正内容】

- ・ 広告物の設置基準（高さ、面積）を改正（P14 表-3 参照）
- ・ 一般広告物の設置を禁止

### 【北陸新幹線沿線における景観改善イメージ】



## ◆ 文化・教養施設周辺における規制

図書館や都市公園など文化・教養施設利用者に快適な公共空間を提供するため、新たに施設周辺を禁止地域に追加され、広告物の設置基準が改正されます。

### ○ 対象となる文化・教養施設周辺 16箇所

- ・ 県管理の文化・教養施設 9施設
- ・ 大規模な都市公園（10ha以上） 7施設

文化・教養施設	県立図書館、県立武道館、県立児童科学館、こども歴史文化館 若狭歴史博物館、県立大学福井キャンパス 一乗谷朝倉氏遺跡資料館、ハーモニーホールふくい、ふくい健康の森
都市公園	丹南総合公園、奥越ふれあい公園、トリムパークかなづ 福井都市緑化植物園、福井市総合運動公園、敦賀市総合運動公園 福井市東山公園

※施設周辺が田園などの自然や住宅地に囲まれているなど、快適な環境を有する施設を対象

#### 【文化・教養施設周辺の規制イメージ】



#### 【福井県立図書館の周辺に広がる田園】



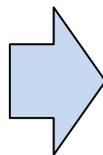
### ○ 主な規制内容

【対象範囲】 施設周辺300mの範囲

【改正内容】

- ・ 広告物の設置基準（高さ、面積）を改正（P14 表-3参照）
- ・ 一般広告物の設置を禁止、また、周辺100m範囲は案内広告の設置も禁止

#### 【文化・教養施設周辺における景観改善イメージ】



◆ 第3種禁止地域の広告物設置基準 (表-3)

区 分		現 行 基 準	新 基 準	
自家用	屋上広告	高さ15m	高さ4m (塔型は禁止)	総量面積 30㎡
	壁面広告	1壁面の5分の1以下	1壁面の5分の1以下	
	広告板	高さ20m 面積100㎡	高さ8m	
案内	広告板	高さ10m、面積30㎡	<b>【1枚設置の場合】</b> 高さ4m、面積3㎡ (片面) <b>【集約化して設置の場合】</b> 高さ5m、面積10㎡ (片面)	
一般	広告板	高さ10m、面積30㎡	× 設置禁止	

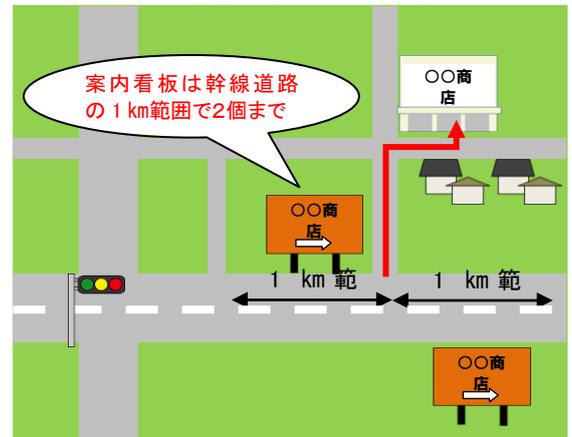
※ 案内広告物の設置は、1事業所当たり2個までに制限されます。

※ 案内広告物を集約化して設置する場合、1枚当たりの面積は2㎡ (片面) とします。

《禁止地域における案内広告の設置できる個数、範囲を制限》

現在、禁止地域において案内広告物を設置できる個数を制限していますが、1事業所等が複数の道路に設置することが可能であり、多数の案内広告物が道路沿いに設置され、景観を阻害している状況が見受けられることから、規制内容が改正されます

【新基準 イメージ】



○ 規制内容

1) 対象地域

2種禁止地域および3種禁止地域に指定される道路

2) 改正内容

1事業所等が設置できる案内広告物の個数を制限 (下表参照)

項 目	現 行 基 準	新 基 準
個 数	1事業所等ごとに、1路線につき2個以下	1事業所等ごとに2個以下
範 囲	案内誘導しようとする事業所等への最寄りの交差点から1km以内	案内誘導しようとする事業所等への最寄りの交差点から1km以内

※ただし、高速道路や自動車専用道路の出入口から100m以内の範囲は設置禁止

※最寄りの交差点とは、禁止地域に指定される道路から案内しようとする事業所等までの経路が最も近くなる交差点

### (3) 許可地域における改正内容

禁止地域以外の地域は、許可地域とされていますが、特定制限地域とそれ以外の許可地域の区分に応じ、自家用広告物や案内広告物、一般広告物の設置基準が改正され、屋外広告物を表示（設置）する場合、その基準に適合するものに限り許可されます。

#### 特定制限地域 ～都市のシンボルとなる景観づくり～

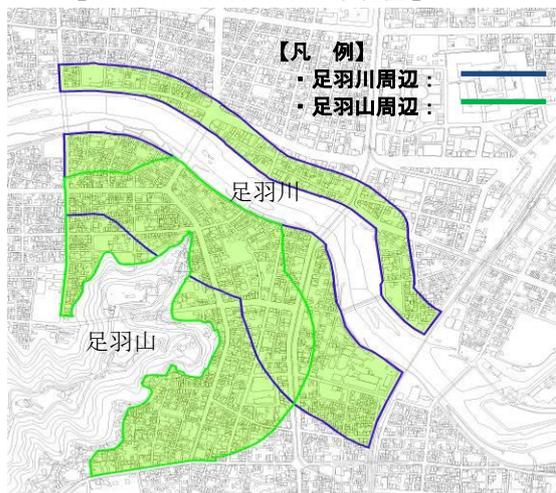
#### ◆ 足羽山、足羽川周辺などにおける規制

都市のシンボルとなっている足羽山や足羽川、西山公園からの良好な眺望景観を確保するため、周辺を新たに特定制限地域に指定し、広告物の設置基準が改正されます。

#### ○ 対象となる地域

- ・ 足羽山、足羽川、西山公園周辺における下記の範囲

【足羽川・足羽山の対象範囲】



【西山公園の対象範囲】



【足羽川周辺における規制イメージ】



【足羽山愛宕坂展望台からの眺望景観】



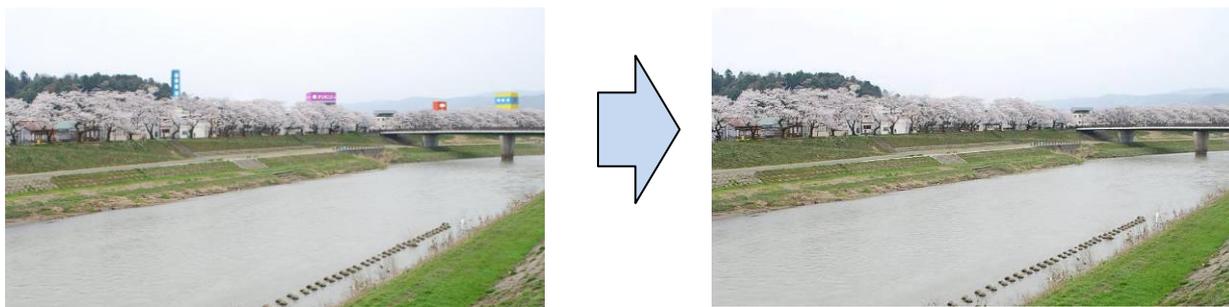
【西山公園の眺望景観】



## ○ 主な規制内容

- ・ 広告物の設置基準（高さ、面積）を改正（表－４参照）
  - ・ 足羽川右岸から左岸の桜並木を越えて眺望できる屋上広告物の設置を禁止
  - ・ 足羽山の愛宕坂展望台および愛宕坂から眺望できる屋上広告物の設置を禁止
  - ・ 西山公園内から眺望できる屋上広告物の設置を禁止
- ※ 屋上広告物には屋上の塔屋等の壁面に設置される広告物を含む

### 【足羽川周辺における景観改善イメージ】



## ◆ 特定制限地域の広告物設置基準（表－４）

区 分		現 行 基 準	新 基 準
自家用	屋上広告	高さ 15 m	高さ 5 m（塔型は禁止）
	壁面広告	1 壁面の 5 分の 1 以下	1 壁面の 5 分の 1 以下
	広 告 板	高さ 20 m 面積 100 m <sup>2</sup>	高さ 8 m、面積 30 m <sup>2</sup>
案 内	広 告 板	高さ 10 m、面積 30 m <sup>2</sup>	【1 枚設置の場合】 高さ 8 m、面積 20 m <sup>2</sup> 【複数設置の場合】 高さ 8 m、面積 20 m <sup>2</sup>
一 般	屋上広告	高さ 15 m	高さ 5 m
	壁面広告	1 壁面の 5 分の 1 以下	1 壁面の 5 分の 1 以下
	広 告 板	高さ 10 m 面積 30 m <sup>2</sup>	高さ 8 m、面積 20 m <sup>2</sup>

## 許可地域 ～市街地等における良好な広告景観づくり～

### ◆ 市街地等における規制

本県の屋上広告や広告板などの高さ・面積の基準は他県に比べて緩く、巨大な自家用広告物が設置可能となっています。

商業地域等において、周囲の建物や自然景観などと調和を図り、県民が快適に感じることのできる魅力あるまちなみ景観を創出するため、広告物の設置基準が改正されます。

### ○ 対象となる範囲

- ・ 禁止地域と特定制限地域を除く県内全域

(主に都市計画法上の商業地域、近隣商業地域、準工業地域など)

注) 禁止地域における「家屋連たん」による許可地域の取扱いは廃止



国道 8 号の状況 (福井市大和田)

・ 巨大な広告板や屋上広告が乱立して景観を阻害



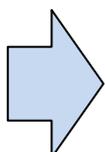
県道福井金津線の状況 (坂井市春江町)

・ 高い広告板が乱立して景観を阻害

### ○ 主な規制内容

- ・ 広告物の設置基準 (高さ、面積) を改正 (P18 表-5 参照)
- ・ 1 敷地内に設置できる広告板の総量面積を延べ面積に応じて規制

### 【市街地等における景観改善イメージ】



◆ 許可地域の広告物設置基準 (表-5)

区 分		現 行 基 準	新 基 準
自家用	屋上広告	高さ15m	高さ10m (塔型は禁止)
	壁面広告	1壁面の5分の1以下	1壁面の5分の1以下
	広告板	高さ20m 面積100㎡	高さ10m 面積30㎡ ただし、建物の延床面積が 1千~1万㎡ 面積50㎡ 1万㎡超 面積80㎡
案内	広告板	高さ10m、面積30㎡	高さ10m、面積30㎡
一 般	屋上広告	高さ15m	高さ10m
	壁面広告	1壁面の5分の1以下	1壁面の5分の1以下
	広告板	高さ10m 面積30㎡	高さ10m、面積30㎡

《塔型屋上広告物の設置禁止》

屋上から突出する塔型の屋上広告物は、設置される建物との調和だけでなく、山の稜線やまちなみのスカイラインなどを乱すことになるため、許可地域を含め全ての地域において設置禁止となります。

○ 規制内容

1) 対象地域

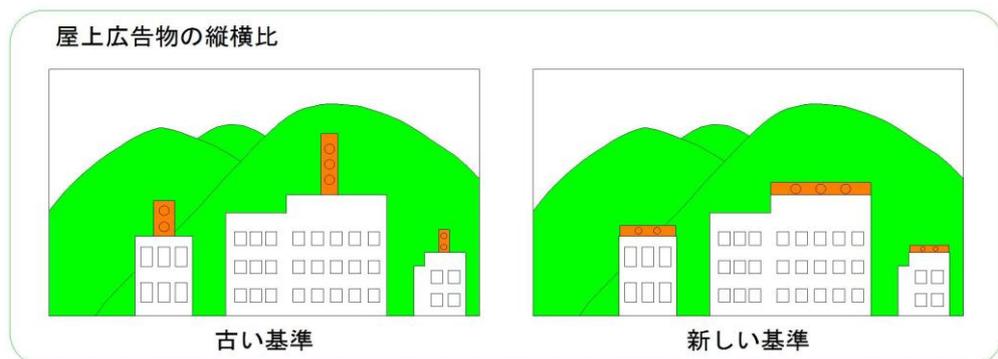
禁止地域、特定制限地域および許可地域

※ 第1種禁止地域は屋上広告物自体が設置禁止

2) 改正内容

自家用広告物および一般広告物における屋上広告物を設置する場合、高さの基準を満たすことに加え、その形状は「主たる面について縦の長さを横の長さで除した数値が1以下(横長)」となること

※ 案内広告は屋上広告物の設置禁止

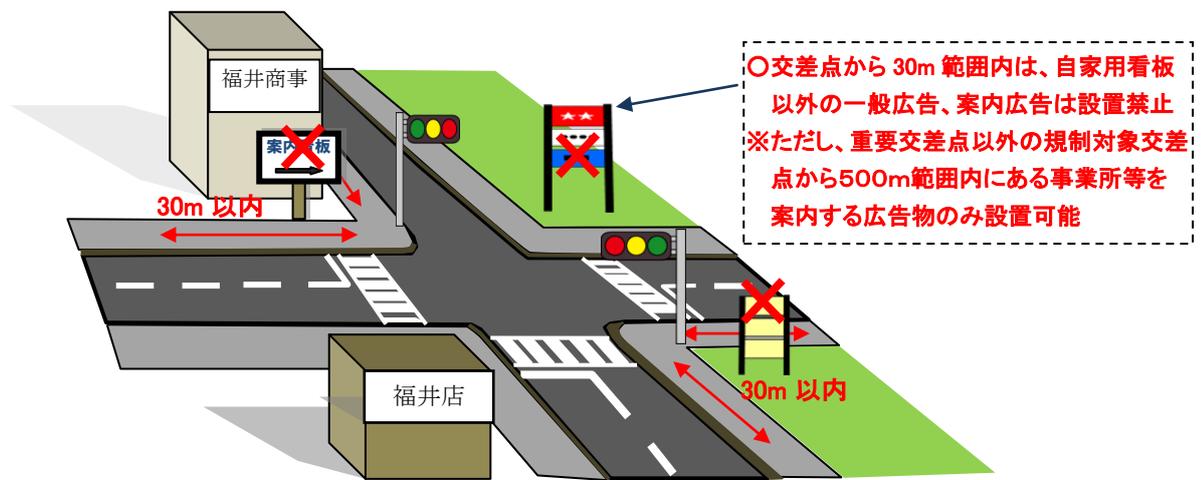


## (4) 信号交差点周辺における規制

### ◆ 交差点周辺の良好な景観づくりと交通安全の確保

現行条例では、交差点周辺における規制が特にないため、屋外広告物が乱立し、信号機や道路標識の視認性を阻害したり、わき見運転などの原因となる恐れがあることから、良好な景観形成と交通安全の確保を図るため、交差点周辺における規制が新たに追加されます。

#### 【信号交差点周辺の規制イメージ】



#### ○ 規制対象となる交差点

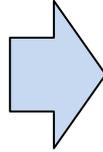
・道路規模や交通量、事故発生の状況等から特に事故の危険性が高い交差点など、次に示す交差点のうち、信号機がある交差点が規制対象となります。

- ① 国・県が事故危険交差点として選定している交差点および路面電車が通過する道路にある交差点（重要交差点）
- ② ①の交差点のほか、以下の交差点
  - ・国道と国道が交差する交差点
  - ・国道と県道が交差する交差点
  - ・国道と市町道が交差する交差点
  - ・県道と県道が交差する交差点

#### 【信号交差点周辺の屋外広告物】



## 【信号機交差点周辺の改善イメージ】



### ○ 主な規制内容

規制対象となる交差点の周囲30mの範囲に、一般広告物および案内広告物の設置が禁止されます（建築物を利用して設置するものは除く）。

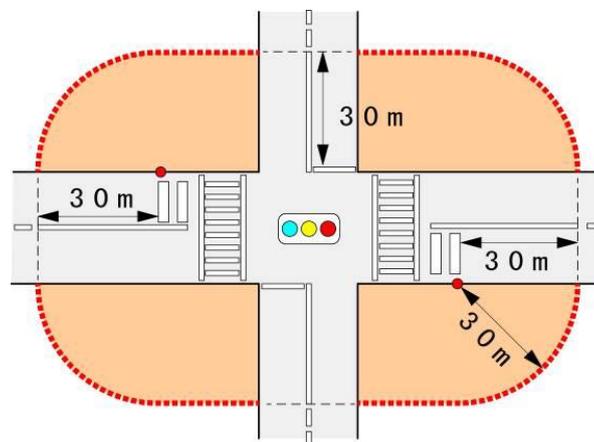
ただし、重要交差点以外の規制対象交差点においては、交差点から500m範囲内にある事業所等を案内する案内広告物のみ設置可能となります。（第1種禁止地域内では設置禁止）

#### 【規制範囲】

- ・ 規制範囲は信号機がある交差点の自動車用停止線から外側30mの地点で囲まれる範囲とします。

#### 【案内広告物の設置基準】

- |                  |                 |
|------------------|-----------------|
| 第1種禁止地域内の交差点     | ： 設置禁止          |
| 第2種、第3種禁止地域内の交差点 | ： 各許可基準を適用      |
| 特定制限地域、許可地域内の交差点 | ： 第3種禁止地域の基準を適用 |



## (5) 色彩に関する規制

### ◆ 色彩の適正化による良好な景観づくり

現行条例では屋外広告物のデザインに関する具体的な基準がないため、彩度が高い色を使用した屋外広告物が自然景観やまちなみ景観と調和しない事例も見受けられます。

また、統一感がなく様々な色彩の屋外広告物が集中すると、景観上の問題だけでなく、情報提供やイメージ発信など広告物の本来の機能が果たせなくなることにつながります。

屋外広告物のデザインにおいて色が果たす役割は重要であり、良好な景観づくりを進め、色彩に関する規制が新たに追加されます。

#### ○ 高彩度の色を使用している広告物の例



【高彩度の色を使用した野立看板】



【高彩度の色を使用した自家用広告物】

#### ○ 主な規制内容

- ・ 全ての屋外広告物について、色彩に関する基準が下表のように改正されます。

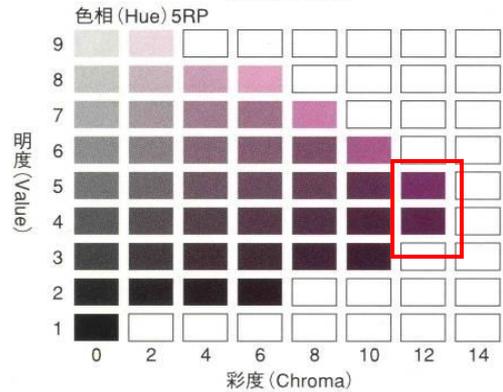
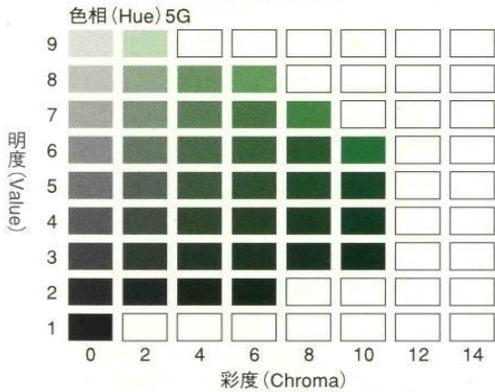
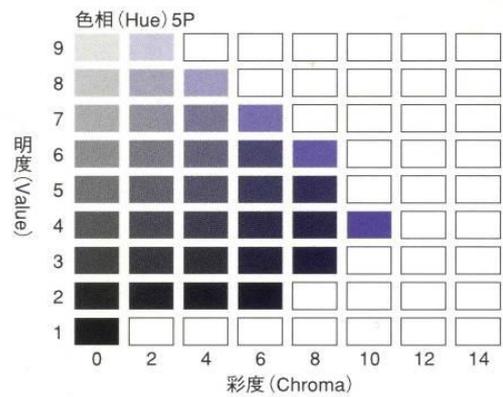
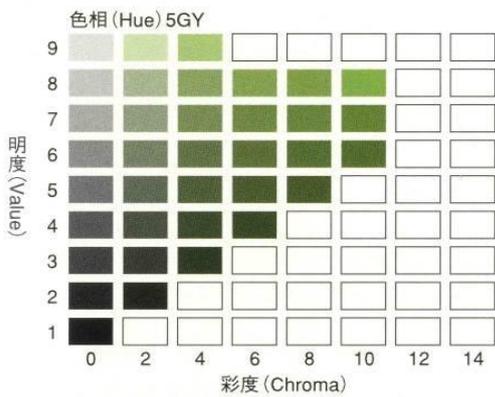
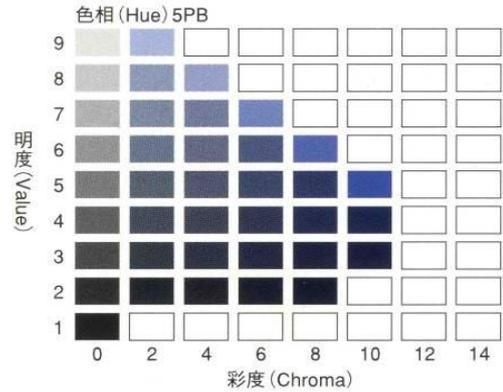
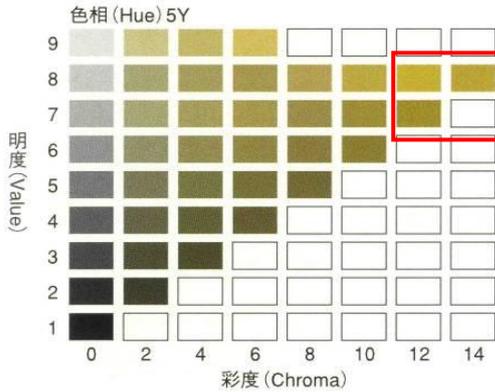
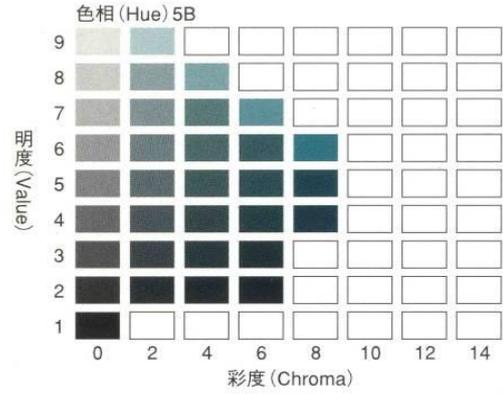
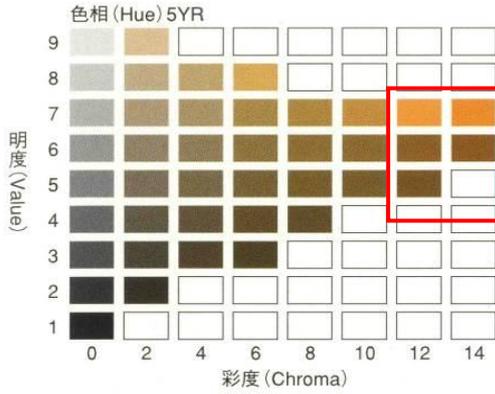
※ 広告物の色彩やデザインは地域の特性と密接に関連し、まちづくりに与える影響が大きい  
ため、景観行政の主体である市町の景観計画とも連携

現行基準	特に景観に配慮すべき地域では広告物等の色彩、意匠等が景観と調和するものであること	
改正基準	共通基準	上乘せ基準
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 都市景観や自然景観に調和し、周囲の景観を阻害しない意匠や色彩にすること</li> <li>・ 地色に高彩度色（マンセル値による彩度12以上のもの）を使用しないこと</li> <li>・ 蛍光および発光塗料を使用しないこと</li> <li>・ 高さ、表示面積、設置数、使用色を必要最小限にすること</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 屋外広告物を設置しようとする場所が市町の策定する景観計画において、景観計画区域に指定されている場合は、景観形成基準に適合すること</li> </ul>

**【色彩規制（共通基準）】：地色に彩度12以上の色彩を使用しない**

— : 規制対象色彩

出典：JIS 標準色票



## 5. 既存広告物の経過措置について

今回の改正によって、現在は許可を受けて適法に設置されている広告物のうち、改正後の条例・施行規則等が施行されると、結果として新たな設置基準に適合しない広告物（既存不適格広告物）が出てきます。こうしたものについて、基本的には6年間を経過した後新しい基準を適用します。

具体的には、地域特性に応じた景観形成の重要性や規制見直しによる社会的な影響を考慮して、下記のとおりとします。

### (1) 既存不適格広告物の取扱い

#### ○ 経過措置期間が設定されている屋外広告物

- ・改正条例の施行日から経過措置期間が終了するまでに、新しい基準に適合するよう改善または除却を求めます。
- ・経過措置期間においては、改正前の条例基準により更新許可を受けることができます。
- ・改正条例の施行後、変更（改造）を行う際は、経過措置期間に関わらず、新しい基準に適合するよう改善または除却を求めます。

#### ○ 経過措置期間が設定されていない屋外広告物（許可地域）

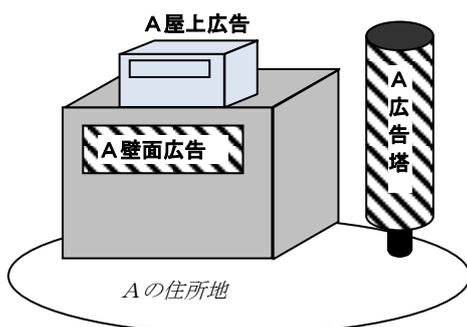
- ・改正条例の施行後、変更（改造）を行う際は、新しい基準に適合するよう改善または除却を求めます。

#### ○ 禁止地域の総量規制（第1種禁止地域を除く）

- ・改正条例の施行前に許可を受け、適法に設置されている事業所等の自家用広告物の表示面積の合計については、新しい基準は適用しません。
- ・ただし、屋上広告、広告板などの自家用広告物の単体については、上記「経過措置期間が設定されている屋外広告物」と同じ取扱いとします。
- ・改正条例の施行後、変更（改造）、増設を行う際は、新しい基準、または現在の総量面積を超えない範囲で許可を受けることができます。

#### ○ 屋外広告物の色彩基準

- ・改正条例の施行後、変更（改造）を行う際は、新しい基準に適合するよう改善または除却を求めます。



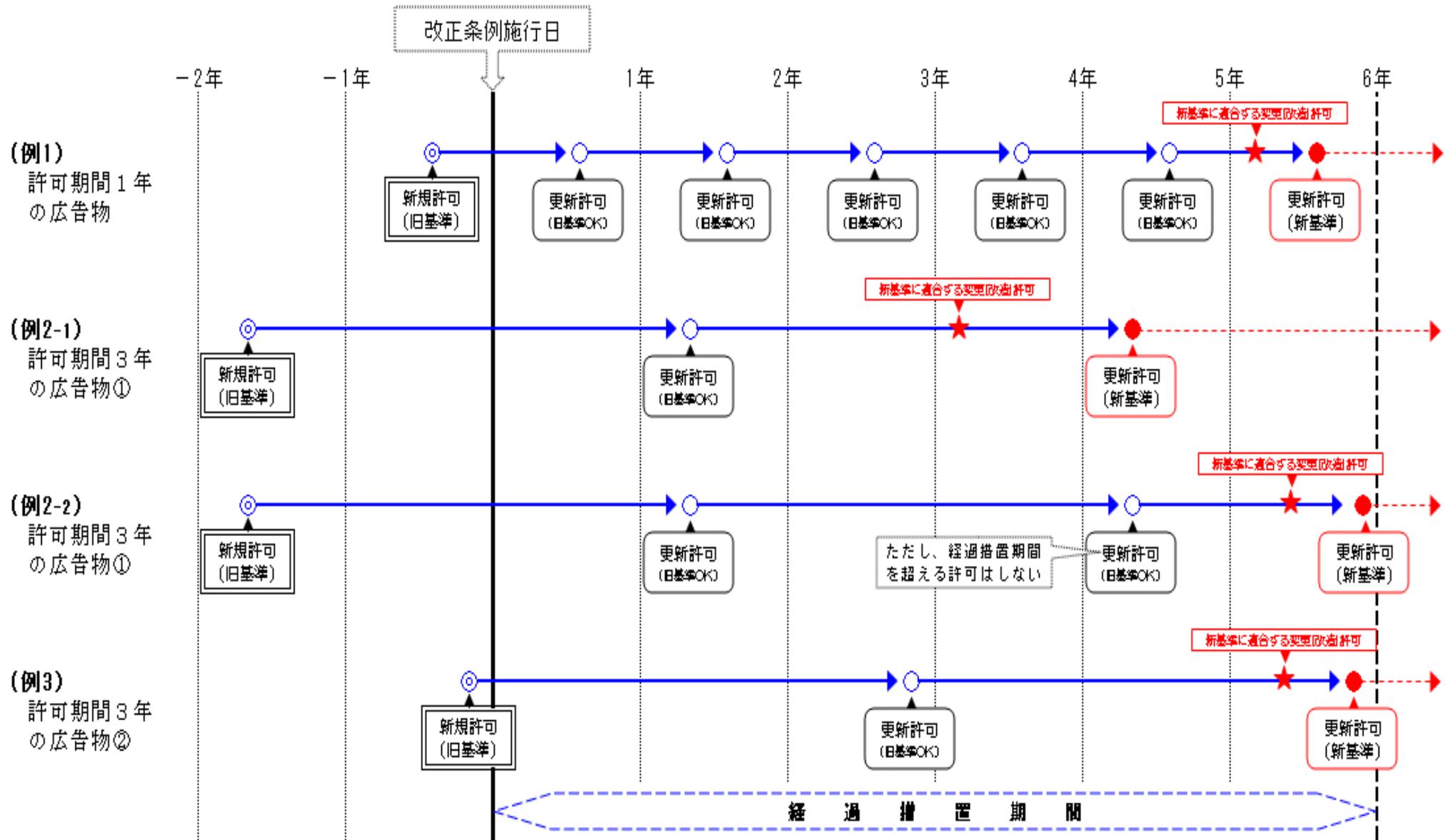
A屋上広告 → 6年以内に新基準適合  
A壁面広告 → 現基準適合（改正なし）  
A広告塔 → 6年以内に新基準適合  
Aの住所地の広告物の総量面積 → 新基準適用除外  
（A屋上広告＋A壁面広告＋A広告塔の合計面積）  
変更（改造）、増設の際 → 新基準または現在の総量  
面積を超えない

## (2) 地域別における既存広告物の取扱い（経過措置）

規制地域		経過措置の内容
第1種禁止地域	自然・歴史景観等を最優先に保全すべき地域 ・風致地区内 ・史跡、名勝、文化財の区域内 ・伝統的建造物群保存地区内	・施行日から6年以内に新基準に適合
第2種禁止地域	観光地周辺等の魅力ある景観形成を図る地域 ・史跡、名勝、文化財の 周囲300m ・国定公園内の道路や観光地 周辺の道路の両側300m	・施行から6年以内に新基準に適合 ・ただし、総量規制の新基準は適用除外
第3種禁止地域	田園や文化・教養施設等の快適な景観形成を図る地域 ・高速道路、新幹線の 両側500m ・観光ルートの両側300m ・幹線道路の両側300m ・都市公園、図書館などの 周囲300m	・施行から6年以内に新基準に適合 ・ただし、総量規制の新基準は適用除外
特定制限地域	都市においてシンボルとなる景観を保全すべき地域 ・足羽山、足羽川、西山公園の指定範囲	・施行から6年以内に新基準に適合
許可地域	経済活動に配慮しながら秩序ある景観形成を図る地域	・広告物の変更や改造を行う際に新基準に適合
信号交差点周辺	交通安全の確保を最優先に図る場所	・施行から6年以内に新基準に適合 ※許可地域であっても6年以内に新基準に適合
広告物の色彩	全地域	・広告物の変更や改造を行う際に新基準に適合

※広告板および広告塔の表示内容のみの変更は、上記の「広告物の変更や改造」にはあたりません。

## 既存広告物の経過措置期間（6年間）における許可・更新のイメージ





# 屋外広告物条例等の改正

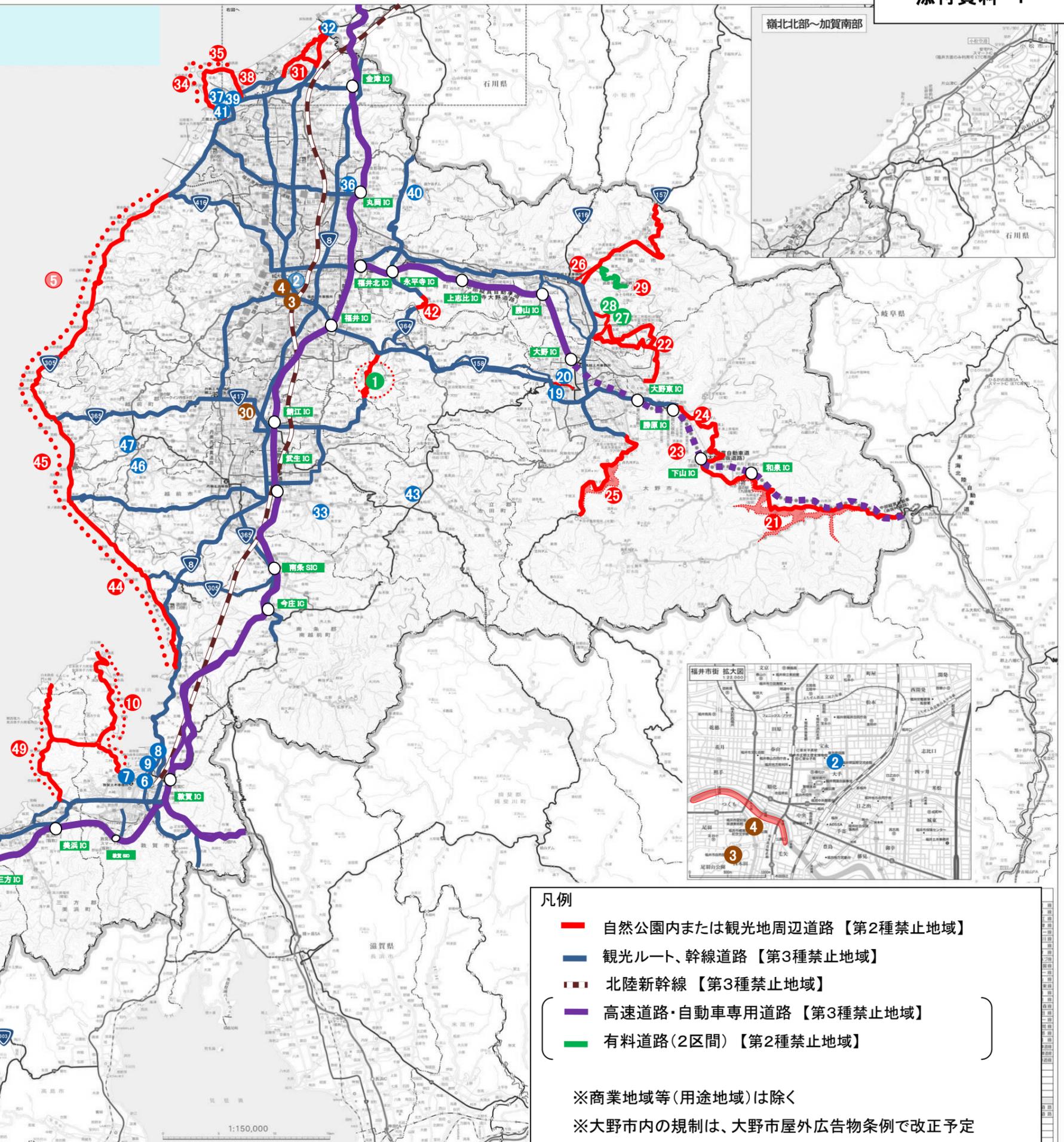
## 添付資料



# 新たに屋外広告物を規制する観光地および道路

市町名	番号	観光地名	市町名	番号	観光地名			
福井市	1	一乗谷朝倉氏遺跡	あわら市	31	北湯湖畔			
	2	養浩館庭園		32	吉崎御坊跡			
	3	足羽山の桜		33	越前の里味真野苑			
	4	足羽川の桜		34	東尋坊			
	5	越前海岸		35	雄島、越前松島、荒磯遊歩			
敦賀市	6	気比神宮	坂井市	36	丸岡城			
	7	気比の松原		37	瀧谷寺(湊町三国)			
	8	金ヶ崎宮、金ヶ崎城跡		38	丸岡藩砲台跡			
	9	赤レンガ倉庫		39	旧森田銀行本店(湊町三国)			
	10	西浦海岸		40	坪川家住宅			
小浜市	11	若狭蘇洞門	永平寺町	41	旧岸名家(湊町三国)			
	12	三丁町(小浜西組)		42	大本山永平寺			
	13	萬徳寺		43	堀口家住宅			
	14	明通寺		44	越前海岸			
	15	妙楽寺		45	越前海岸			
	16	神宮寺		46	相木家住宅			
	17	羽賀寺		47	越前陶芸村			
	18	若狭国分寺跡		48	三方五湖			
	大野市	19		越前大野城	美浜町	49	水晶浜	
		20		大野まちなか観光		50	城山公園(明鏡洞)	
21		九頭竜湖	51	青葉山				
22		六呂師高原	52	熊川宿				
23		荒島岳	53	三方五湖				
24		九頭竜峡	54	若狭瓜割名水公園				
25		真名峡・真名姫湖	55	常神半島				
勝山市		26	恐竜博物館	第1種		●	史跡・名勝区域内 7箇所	
		27	白山平泉寺旧境内			第2種	●	観光地周辺規制 25箇所
		28	旧玄成院庭園				●	道路沿いの規制 20箇所
	29	スキージャム勝山	●		足羽山・足羽川・西山公園周辺規制 3箇所			
鯖江市	30	西山公園	特定	●				

越前加賀海岸 国定公園



**凡例**

- 自然公園内または観光地周辺道路【第2種禁止地域】
- 観光ルート、幹線道路【第3種禁止地域】
- 北陸新幹線【第3種禁止地域】
- 高速道路・自動車専用道路【第3種禁止地域】
- 有料道路(2区間)【第2種禁止地域】

※商業地域等(用途地域)は除く  
 ※大野市内の規制は、大野市屋外広告物条例で改正予定

この地図の作成にあたっては、国土院の提供したデータに基づき、関係機関の提供したデータ(データ提供)及び関係機関のWebページを参照した。(関係機関 国土院)

福井県屋外広告物条例・施行規則等 許可基準改正 一覧表

※ ゴシックは改正箇所

共通基準		<ul style="list-style-type: none"> <li>・広告物等の位置、形状、大きさ、材料、色彩、意匠等が周囲の景観と調和する</li> <li>・広告物等の裏面、側面、脚部等の広告物を表示しない部分についても塗装その他の装飾がなされたもの</li> <li>・地色にマンセル値による彩度12以上のものを使用しない</li> <li>・蛍光、発光または反射を伴う塗料等を使用しない</li> <li>・電飾設備を有するものにあつては昼間においても美観を損なわない</li> <li>・容易に腐朽し、または破損しない材料を使用したもの</li> <li>・風雨、地震、衝撃等により容易に破損し、倒壊し、または落下するおそれのないもの</li> <li>・景観法第8条第2項第1号に規定する景観計画区域において、色彩は同法第8条第2項第4号に基づき定められた事項に適合</li> </ul>								
地域区分	第1種禁止地域		第2種禁止地域		第3種禁止地域		特定制限地域		許可地域	
数値基準	個別基準	総量規制	個別基準	総量規制	個別基準	総量規制	個別基準	個別基準		
自家用 広告物	屋上広告	× 設置禁止	1敷地 10㎡以下	・建物の高さの2分の1以下、かつ2m以下	1敷地 20㎡以下  1敷地 10㎡以下	・建物の高さの2分の1以下、かつ4m以下	1敷地 30㎡以下	・建物の高さの2分の1以下、かつ5m以下	・建物の高さの3分の2以下、かつ10m以下	
	壁面広告	・1壁面の5分の1以下 (屋上の塔屋等には設置不可)		・1壁面の5分の1以下		・1壁面の5分の1以下		・1壁面の5分の1以下	・1壁面の5分の1以下	
	広告板・ 広告塔	・高さ3m以下		・高さ5m以下		・高さ8m以下		・高さ8m以下、面積30㎡以下	・高さ10m以下、面積30㎡以下 ただし、延べ面積が1千～1万㎡は50㎡以下 1万㎡ 超は80㎡以下	
	突出広告	・道路敷地への突出し1m以下 ・壁面の上端から突出しない		・道路敷地への突出し1m以下 ・壁面の上端から突出しない		・道路敷地への突出し1m以下 ・壁面の上端から突出しない		・道路敷地への突出し1m以下 ・壁面の上端から突出しない	・道路敷地への突出し1m以下 ・壁面の上端から突出しない	
	はり札 のぼり 立看板	・高さ3m以下 ・表示面は縦2m以下、横1m以下 ・相互間距離は高さの2倍以上		・高さ3m以下 ・表示面は縦2m以下、横1m以下 ・相互間距離は高さの2倍以上		・高さ3m以下 ・表示面は縦2m以下、横1m以下 ・相互間距離は高さの2倍以上		・高さ3m以下 ・表示面は縦2m以下、横1m以下 ・相互間距離は高さの2倍以上	・高さ3m以下 ・表示面は縦2m以下、横1m以下 ・相互間距離は高さの2倍以上	
案内 広告物	広告板・ 広告塔	× 設置禁止	1事業所 1km以内 2個まで	【1枚設置の場合】 ・高さ2m以下、面積1㎡以下 ただし、特別豪雪地帯は高さ3m以下 【集約化して設置の場合】 ・高さ5m以下、面積5㎡以下	1事業所 1km以内 2個まで	【1枚設置の場合】 ・高さ4m以下、面積3㎡以下 【集約化して設置の場合】 ・高さ5m以下、面積10㎡以下	1事業所 1km以内 2個まで	・高さ8m以下、面積20㎡以下	・高さ10m以下、面積30㎡以下	
	電柱広告 (突出型)	× 設置禁止		・表示面は縦1.2m以下、横0.6m以下 ・電柱1本につき1個		・表示面は縦1.2m以下、横0.6m以下 ・電柱1本につき1個		・表示面は縦1.2m以下、横0.6m以下 ・電柱1本につき1個		
	電柱広告 (巻付型)	× 設置禁止		・地面から下端までの高さ1m以上 ・表示面は横1m以下 ・電柱1本につき1個		・地面から下端までの高さ1m以上 ・表示面は横1m以下 ・電柱1本につき1個		・地面から下端までの高さ1m以上 ・表示面は横1m以下 ・電柱1本につき1個		
	立看板	× 設置禁止		・高さ3m以下 ・表示面は縦2m以下、横1m以下 ・相互間距離は高さの2倍以上		・高さ3m以下 ・表示面は縦2m以下、横1m以下 ・相互間距離は高さの2倍以上		・高さ3m以下 ・表示面は縦2m以下、横1m以下 ・相互間距離は高さの2倍以上		
	壁面広告	× 設置禁止		× 設置禁止		× 設置禁止		・1壁面の5分の1以下 (屋上の塔屋等には設置不可)	・1壁面の5分の1以下	
一般 広告物	屋上広告	× 設置禁止	× 設置禁止	× 設置禁止	× 設置禁止	・建物の高さの2分の1以下、かつ5m以下	・建物の高さの3分の2以下、かつ10m以下			
	壁面広告	× 設置禁止	× 設置禁止	× 設置禁止	× 設置禁止	・1壁面の5分の1以下 (屋上の塔屋等には設置不可)	・1壁面の5分の1以下			
	広告板・ 広告塔	× 設置禁止	× 設置禁止	× 設置禁止	× 設置禁止	・高さ8m以下、面積20㎡以下	・高さ10m以下、面積30㎡以下			
	突出広告	× 設置禁止	× 設置禁止	× 設置禁止	× 設置禁止	・道路敷地への突出し1m以下 ・壁面の上端から突出しない ・1壁面につき3個以下	・道路敷地への突出し1m以下 ・壁面の上端から突出しない ・1壁面につき3個以下			
	広告幕	× 設置禁止	× 設置禁止	× 設置禁止	× 設置禁止	・面積30㎡以下 ・道路上空を横断する場合は縦1m以下	・面積30㎡以下 ・道路上空を横断する場合は縦1m以下			
	電柱広告 (突出型)	× 設置禁止	× 設置禁止	× 設置禁止	× 設置禁止	・表示面は縦1.2m以下、横0.6m以下 ・電柱1本につき1個	・表示面は縦1.2m以下、横0.6m以下 ・電柱1本につき1個			
	電柱広告 (巻付型)	× 設置禁止	× 設置禁止	× 設置禁止	× 設置禁止	・地面から下端までの高さ1m以上 ・表示面は横1m以下 ・電柱1本につき1個	・地面から下端までの高さ1m以上 ・表示面は横1m以下 ・電柱1本につき1個			
	はり札 のぼり 立看板	× 設置禁止	× 設置禁止	× 設置禁止	× 設置禁止	・高さ3m以下 ・表示面は縦2m以下、横1m以下 ・相互間距離は高さの2倍以上	・高さ3m以下 ・表示面は縦2m以下、横1m以下 ・相互間距離は高さの2倍以上			
付加基準	—		<p>信号交差点の周囲30mは一般広告物および案内広告物を設置禁止(商業地域等でも適用除外としない) ただし、重要交差点以外は、500m範囲内にある事業所等を案内する広告は設置可能</p>							
	—		<ul style="list-style-type: none"> <li>・主要観光地25箇所の周辺100mは案内広告物を設置禁止</li> <li>・養浩館庭園、金ヶ崎城跡、吉崎御坊、丸岡城の周辺300mは眺望できる屋上広告物(屋上の塔屋等の壁面に設置するものを含む)を設置禁止</li> <li>・塔型形状の屋上広告は設置禁止</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・文化・教養施設16箇所の周辺100mは案内広告物を設置禁止</li> <li>・塔型形状の屋上広告は設置禁止</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・足羽川右岸から左岸の榎並木を超えて眺望できる屋上広告を設置禁止</li> <li>・足羽山の愛宕坂および愛宕坂展望台から眺望できる屋上広告を設置禁止</li> <li>・西山公園内から眺望できる屋上広告は設置禁止</li> <li>・塔型形状の屋上広告は設置禁止</li> <li>※ 屋上広告物には屋上の塔屋等の壁面に設置される広告物を含む</li> </ul>	・塔型形状の屋上広告は設置禁止				
商業地域等	禁止地域から除外しない		禁止地域から除外しない(道路沿線は禁止地域から除外)		禁止地域から除外		特定制限地域に指定した区域が優先		—	
留意事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・他の禁止地域と重複する場合は、第1種禁止地域を優先</li> <li>・三方五湖の区域のみ第1種禁止地域と第2種禁止地域が重複する場合は、第1種禁止地域と第2種禁止地域を適用</li> <li>・第1種禁止地域と第2種禁止地域が重複する場合は、第2種禁止地域を適用</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・第1種禁止地域と第2種禁止地域が重複する場合は、第1種禁止地域を優先</li> <li>・三方五湖の区域のみ第1種禁止地域と第2種禁止地域が重複する場合は、第2種禁止地域を適用</li> <li>・第2種禁止地域と第3種禁止地域が重複する場合は、第2種禁止地域を優先</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・第1種禁止地域と第3種禁止地域が重複する場合は、第1種禁止地域を優先</li> <li>・第2種禁止地域と第3種禁止地域が重複する場合は、第2種禁止地域を優先</li> </ul>		—		—	

